北海道エアポート株式会社

北海道エアポート 7 空港使用料
（新千歳・稚内・釧路・函館・旭川・帯広・女満別空港）

北海道エアポート 7 空港の供用規程第 16 条 2 項により、使用料等を以下の通り定める。

第 1 条

北海道エアポートの管理する離着陸等施設を使用する者（以下、「運航者」という）は着陸料、停留料、訓練飛行料、及び保安料（以下、「使用料」という）を次に掲げるところにより、遅滞なく日本国通貨で北海道エアポートに支払わなければならない。

1 着陸料は、着陸直後
2 停留料は、その停留を終わったとき。ただし、1ヶ月以上停留している場合は、北海道エアポートが指定するとき。
3 訓練飛行料は、訓練のために行われる飛行を終わったとき。
4 保安料は、離陸直後

第 2 条

前条の規定にかかわらず、あらかじめ北海道エアポートが指定した者は、使用料の 1 ヶ月分を取りまとめて北海道エアポートが指定する期限までに後納することができる。原則として銀行振り込みにて支払いを行うものとし、支払いに係る手数料は、当該運航者等の負担とする。

第 3 条

使用料の額は、下記 1〜4 に掲げる金額とする。ただし、使用料の減免が適用される場合にあっては、別紙 1「使用料の減免」を適用後の金額を使用料額とする。なお、使用料の割引特例が適用される場合は、別紙 2「使用料の割引特例」に記載の方法で割引額を計算する。

使用料の計算で用いる重量は航空機の最大離陸重量とする。なお、1 トン単位で計算し、1 トン未満の端数は 1 トンに切り上げる。ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000 ポンド当たり 0.45359237 トンとして換算するものとする。

使用料の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 7 条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあっては下記 1〜4 に掲げる金額とし、それ以外の航空機にあっては下記 1〜4 に掲げる金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

1　着陸料

航空機の着陸１回ごとに次に規定する算定方法で計算して得た金額の合計額とする。

（１）　重量比例部分

航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して得た金額の合計額とする。

ア　ジェット機　　（単位：円）

重量各級 （1トンごとに計算）	国内有償旅客 ジェット機*1	国際有償旅客 ジェット機*2	国内有償貨物 ジェット機*3	その他の ジェット機*4
０～２５トン	250	200	750	1,800
２６トン～５０トン	700	600	1,150	
５１トン～１００トン	900	700		
１０１トン～２００トン	1,200	1,200	1,490	
２０１トン～	1,300	1,410	1,610	

*1 国内有償旅客ジェット機とは、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事するジェット機
*2 国際有償旅客ジェット機とは、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国際航空に従事するジェット機
*3 国内有償貨物ジェット機とは、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行う国内航空に従事するジェット機
*4 その他のジェット機とは、上記の*1～*3 に規定するジェット機以外のジェット機

イ　その他の航空機

６トン以下の航空機	一律 1,000 円
６トンを超える航空機	700＋(最大離陸重量－6 トン)×590 円

（２）　騒音比例部分

国際民間航空条約の附属書 16 に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）（以下「騒音値」という。）を相加平均して得た値（1ＥＰＮデシベル未満は 1ＥＰＮデシベルとして計算する。）に以下の計算方法を適用する。

ア　他人の需要に応じ、有償で旅客の運送に従事するジェット機

(「騒音値」― 83) × 3,800 円

イ　ア以外のジェット機

(「騒音値」－ 83) × 3,400 円

（３）　旅客数比例部分

有償で運送した旅客数（到着）に対して、以下の計算方法を適用する

有償で運送した旅客数 × 460 円

2　停留料

国内航空に従事する航空機であって空港内に 3 時間以上停留するもの及び国際航空に従事する航空機であって、新千歳空港においては 6 時間以上、その他の空港においては 3 時間以上停留するものについては、空港における停留時間 24 時間（24 時間未満は、24 時間として計算する。）ごとに、下表の各料金率を適用して計算して得た金額とする。

（1）　23 トン以下の航空機

3 トン以下の航空機	一律 810 円
3 トンを超え 6 トン以下の航空機	一律 1,620 円
6 トンを超え 23 トン以下の航空機	1,620＋(最大離陸重量－6 トン)×30 円

（2）　23 トン超の航空機

23 トンを超え 25 トン以下の航空機	最大離陸重量×90 円
25 トンを超え 100 トン以下の航空機	2,250＋（最大離陸重量－25 トン）×80 円
100 トンを超える航空機	8,250＋（最大離陸重量－100 トン）×70 円

3　保安料

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空及び国際航空に従事するジェット機について、離陸した空港の使用料金として下表の各料金を適用して得た金額とする。なお、有償で運送された貨物の重量が 1 トンに満たない場合は徴収しない。

（単位：円）

		新千歳	函館	旭川	稚内	釧路	帯広	女満別
国内	有償旅客数（出発 1 人あたり）	191	191	191	191	191	191	191
	有償貨物重量（1 トンあたり）	287	287	－	287	287	－	－
国際	有償旅客数（出発 1 人あたり）	－	228	228	228	228	228	228
	有償貨物重量（1 トンあたり）	287	287	－	287	287	－	－

4　訓練飛行料

函館空港において訓練のために行われる飛行で離着陸等施設を使用する航空機について、その訓練のために行われる着陸等（滑走路に航空機の車輪が触れた上で、停止することなくそのまま飛行を継続する行為のタッチ・アンド・ゴーを含む。）の回数の合計

6回ごとに、着陸料1回相当分と換算のうえ、機種に応じて次に規定する算定方法で計算した金額とする。なお、同計算は月単位で実施する。

（1）ジェット機

ア 重量比例部分

第3条1（1）アの規定におけるその他のジェット機に同じ

イ 騒音比例部分

第3条1（2）の規定に同じ

（2）その他の航空機

第3条1（1）イの規定に同じ

第4条

本定めと北海道エアポートが運営する空港供用規程との間に齟齬が生じる場合は空港供用規程を優先して適用する。

第5条

本定めの施行日前に締結された覚書、協定その他これらに類する合意において北海道エアポートの運営する道内7空港の供用規程第16条、供用規程別紙第1（使用料）、供用規程別紙第2（使用料の減免及び使用料の特例）を引用している場合は、本定めの対応する規定を引用したものとみなす。

附　則

制定・施行（令和8年11月1日）

（別紙１）

使用料の減免

1　使用料は次に掲げる場合は徴収しない。

一　もっぱら外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合

二　北海道エアポートが免除することが適当であると認めた場合

2　着陸料は次に掲げる場合は、徴収しない。

一　試験飛行のための着陸

二　離陸後やむを得ない事情のため、他の空港等（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 6 項に規定する「空港等」をいう。以下同じ。）に着陸することなしに、当該離陸した空港に着陸する場合の着陸

三　やむを得ない事情による不時着

四　航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸

3　停留料は第 2 項第四号の場合には、徴収しない。

4　保安料は第 2 項第三号又は第四号の規定に該当する場合の当該空港からの離陸について徴収しない。

5　有償で運送された旅客数の支払いについて、本則第 2 条の規定により、1 ヶ月分を取りまとめて支払うこととされた者が有償で運送した旅客数の路線ごとの 1 月分の合計が、その者の当該ジェット機による提供座席数（提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とし、着陸料が免除された分の座席数を除く。）の路線ごとの 1 月分の合計に 10 分の 8 を乗じた座席数（1 席未満は 0 席として計算する。）を超える場合には、路線ごとにその超える旅客数を減じた旅客数に相当する金額に軽減する。

6　着陸料の計算にあっては、本則第 3 条 1 の規定により計算して得た金額に下記第 7 項から 12 項に定める徴収率を乗じて得た額とする。なお、第 8 項から第 12 項に定める着陸料減免については、第 8 項から第 12 項に定める着陸料減免と重複しての適用を不可とする。なお、複数の措置が適用される場合には、徴収率が最も低い措置を適用する。

7　小型機減免

減免種類	減免対象		徴収率 （7 空港共通）
小型機減免	国内有償旅客便*	50 トン以下	4/5
		20 トン以下	7/10

*他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機

8　離島・沖縄減免

減免種類	減免対象		徴収率 （7空港共通）
離島減免*1	国内無償便*2	ジェット機	2/3
		その他の航空機 （うち6トン以下の航空機）	1/4 （1/8）
	国内有償旅客便*3 国内有償貨物便*4	ジェット機	1/6
		その他の航空機 （うち6トン以下の航空機）	1/8 （1/16）
沖縄減免*1	国内無償便*2	ジェット機	5/6
		その他の航空機 （うち6トン以下の航空機）	1/2 （1/4）
	国内有償旅客便*3 国内有償貨物便*4	ジェット機	1/6
		その他の航空機 （うち6トン以下の航空機）	1/8 （1/16）

*1 直前に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島をいう。）若しくは沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）が対象。ただし、第1項又は第2項の規定に該当する場合はこの限りでない。

*2 国内航空に従事する航空機（ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機は除く）

*3 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機

*4 他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機

9　路線減免

減免種類	減免対象		徴収率		
	便種別	対象路線	新千歳	函館・旭川	稚内・釧路・帯広・女満別
路線減免	国内有償旅客便*	羽田	－	1/2	2/5
		伊丹	9/10	2/5	1/4
		福岡	4/5	2/5	1/4
		成田・関西・中部	1/2	2/5	1/4
		仙台	2/5	2/5	1/4
		道内路線	0	0	0
		上記以外の道外路線 ※離島路線を除く	2/5	3/10	1/5

*他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機

１０　国内深夜早朝減免（新千歳空港のみ）

減免種類	減免対象		徴収率
	便種別	到着時刻	新千歳
国内深夜早朝減免	国内有償貨物便*1	午後１０時から午前６時５９分まで*2	1/2

*1 他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機

*2 運航計画において到着予定時刻を午後１０時から午前６時５９分までの間に設定している航空機へ適用とする。

１１　シーズン別時間帯減免（国際有償旅客便減免）

減免種類	減免対象		徴収率		
	便種別	到着時刻	新千歳	函館・旭川	稚内・釧路・帯広・女満別
シーズン時間帯減免（4 月～11 月）	国際有償旅客便*1	朝夕*2	65/100	60/100	50/100
		日中*2	70/100		
		深夜早朝*2	35/100		
シーズン時間帯減免（12 月～3 月）	国際有償旅客便*1	朝夕*2	65/100		
		日中*2	－		
		深夜早朝*2	35/100		

*1 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国際航空に従事する航空機

*2 朝夕：9 時~9 時 59 分及び 17 時～19 時 59 分、日中：10 時~16 時 59 分、深夜早朝：20 時~8 時 59 分とし、運航計画における到着予定時刻により適用とする。

１２　国際貨物深夜早朝減免（新千歳のみ）

減免種類	減免対象		徴収率
	便種別	到着時刻	新千歳
国際貨物深夜早朝減免	国際有償貨物便*1	午後１０時から午前６時５９分まで*2	1/2

*1 他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行う国際航空に従事する航空機

*2 運航計画において到着予定時刻を午後１０時から午前６時５９分までの間に設定している航空機へ適用とする。

（別紙２）

使用料の割引特例

１　新規就航割引（７空港共通）

本特例は、運航者が下表の条件をもとに運航する新規定期路線便に適用するものとする。割引額の算出にあたっては、本則第 3 条および別紙１に規定する方法によって得られた使用料に下表の割引率を乗じた金額とする。

対 象		割 引 率	適 用 条 件
着陸料 保安料	国内定期旅客便 国際定期旅客便	１年目：１００％ ２年目：　７５％ ３年目：　５０％ ４年目：　２５％	航空会社にとっての新規定期路線 ※新千歳空港の場合、北海道エアポートにとっての新規開設路線のみ対象

*本特例は運休又は廃止から２年間経過していない路線を除く。但し、世界的な疫病流行等の影響により運航をしない期間がある場合は、北海道エアポートの判断により、割引の対象外とすることがある。

*適用期間は運航開始日から４年を経過する日の属する月の末日までとする。

*特例適用の留保として、北海道エアポートに支払うべき使用料等に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例の適用を留保することがある。

２　拠点化推進割引（新千歳空港のみ）

本特例は、運航者が下表の条件をもとに運航する新規定期路線便に適用するものとする。割引額の算出にあたっては、本則第 3 条および別紙１に規定する方法によって得られた使用料の合計に下表の割引率を乗じた金額とする。

対 象		割 引 率	適 用 条 件
着陸料 保安料	国際定期旅客便	５０％	新千歳空港から、本邦内外双方の都市との間に定期便を就航すること（同一法人による運航に限る）

*本特例は運休又は廃止から２年間経過していない路線を除く。但し、世界的な疫病流行等の影響により運航をしない期間がある場合は、北海道エアポートの判断により、割引の対象外とすることがある。

*適用期間は運航者が国内定期旅客便、国際定期旅客便双方を運航開始した日から、５年を経過する日の属する月の末日までとする。

*特例の併用について「拠点化推進割引」は、「新規就航割引」と重複適用を可とする。

*特例適用の留保として、北海道エアポートに支払うべき使用料等に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例の適用を留保することがある。